

「青森県手話言語条例案の骨子」に寄せられた意見の内容とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
1	<p>「1 前文」</p> <p>骨子ですので要約されたのだと思いますが、「国際会議で口話法が用いられた」と読み取れるため、修正案を下記のとおり提案。</p> <p>「明治十三年のミラノで開催されたろう教育に関する国際会議において、読唇及び発声の訓練を中心とした口話法の優位性が決議され、ろう教育での手話の使用が制約されるなど～」</p>	<p>条例案文では、「国際会議において、ろう教育では口話法で教えることが決議された」ことを記載します。</p>	<p>記述済み</p>
2	<p>「8 学校等の設置者の取組」</p> <p>幼児児童だどろう者ではなく、「ろう児」という表記になる。また、人工内耳装用児が増加傾向にあり、必ずしも手話を使用して日常生活を営んでいるとは限らない幼児児童生徒であっても、手話の使用又は習得は必要であることを鑑みて、「ろう者である児童、生徒及び幼児等」を「手話言語の使用又は習得を必要とする児童、生徒及び幼児等」とした方が相応しいと考える。</p>	<p>「ろう児」と表記することを検討しましたが、学校・保育所等に在籍する幼児等から児童・生徒・学生まで幅広い年齢層の方が含まれ、20歳以上の方も対象範囲となることから、「ろう児」の表記はしないこととします。</p> <p>本条においては、学校等の設置者の取組として、「手話で学ぶ」ことについて記載しています。言語としての手話を習得した上で、手話で学ぶことを想定していることから、原案どおりとします。なお、手話の習得については次条に記載します。</p>	<p>反映困難</p>
3	<p>「9 習得する機会の提供」</p> <p>見出しについて、何を習得するのか、目的語があった方がよいので、「手話言語を習得する機会の提供」とした方がよい。</p>	<p>本条例の題名を「手話言語条例」としており、「手話」に関する条例であるため、見出しにおける「習得」とは手話の習得を意味します。よって、原案どおり見出しに目的語は記載しないこととします。</p>	<p>反映困難</p>

<p>4</p>	<p>「9 習得する機会の提供」 「ろう者」の言葉の定義をし、「聴覚障害者」と使い分けている点は良いと思うが、ややくだい感じがするので、下記のとおり修正した方がよい。 「手話の習得を必要とする聴覚障害者及びその家族等並びにろう者の家族等が」→「手話言語の習得を必要とするろう者及び聴覚障害者の家族等が」</p>	<p>本条例において、「ろう者」とは「聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者」としており、すでに手話を習得していることを想定しています。 本条においては、①聴覚障害者のうち、これから手話の習得が必要な方、②聴覚障害者のうち、これから手話の習得が必要な方の家族等、③ろう者の家族等を対象とし、習得の機会の提供等必要な措置を講ずることとしています。</p>	<p>反映困難</p>
<p>5</p>	<p>「骨子全体について」 骨子では「手話」と表記されています。手話が言語であることの県民の理解を促進するためにも「手話言語」という文言の使用をお願いします。</p>	<p>本条例の題名を「手話言語条例」とし、手話が言語であるとの認識のもと、条文を定めています。「手話言語」という用語を用いることを検討しましたが、多くの県民に理解を深めていただきたく、分かりやすい表記とするため、「手話」という用語を用い、前文や定義において「手話」が言語であることを説明しています。よって、原案どおりとします。</p>	<p>反映困難</p>
<p>6</p>	<p>「前文 一項目目について」 修正案：「言語は、音声、文字で表現する音声言語と手指や体の動き表情等により表現される手話言語に分類される。」 理由：原文の「音声言語とは異なる独自の体系を有する」の文に関して日本語ではない特別な言語であるニュアンスを感じた為。</p>	<p>手話が、ろう者が生活を営むため大切に育み、受け継いできた言語であり、日本語等の音声言語とは異なることを説明するため、原案どおりとします。</p>	<p>反映困難</p>
<p>7</p>	<p>「目的について」 修正案：「手話言語の理解及び習得の促進についての基本利権を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにする。 手話言語の学びの促進に関する施策を総合的かつ、計画的に</p>	<p>「手話言語」という用語を用いることを検討しましたが、多くの県民に理解を深めていただきたく、分かりやすい表記とするため、「手話」という用語を用いることとします。よって、原案どおりとします。</p>	<p>反映困難</p>

	<p>推進し、県民各人が相互に人格、個性を尊重し共生する社会の形成に寄与する事を目的とする。」 理由：手話言語の文言を明示することで言語である事を強調できる。</p>		
8	<p>「基本理念について」 修正案：(3)として「聴覚に障害がある全ての県民が、あらゆる場面で意思疎通できる環境を目指す。」 理由：全てのろう者が手話の学習辞典に載っているような手話を学習しているとは限らない。口話教育を受けた世代のろう者や家族状況から手話を日常的に使用していない方々もいる。 災害・病気・資格取得等様々な場面で手話言語を使用し意思疎通出来るよう、手話言語の獲得、手話言語で学ぶ、手話言語を学ぶ、手話言語を使う、守る事ができる環境が必要と考えた。(当事者の参加でより良い環境が整備できる)</p>	<p>令和2年3月27日に公布・施行した「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」において、多様な意思疎通手段があることの理解が深められ、意思疎通手段の利用の機会の拡大が図られることを基本理念として規定しています。 本条例では、「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」に規定していない手話についての理解及びその習得の促進について規定することとします。 よって、原案どおりとします。</p>	<p>反映困難</p>